

使用開始日 2013.12.02

# 世界優先証券ファンド2013-12 (為替ヘッジあり／限定追加型)

追加型投信／内外／その他資産(優先証券)



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「世界優先証券ファンド2013-12(為替ヘッジあり／限定追加型)」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年11月15日に関東財務局長に提出しており、平成25年12月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

## ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (優先証券)	その他資産 (優先証券)	年2回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

### ■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号  
設立年月日:1971年11月22日  
資本金:12億円(2013年9月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:  
1兆5,925億円(2013年9月末現在)

### ■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社りそな銀行  
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

### ■ <ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

世界の大手金融機関が発行する優先証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

### ファンドの特色

#### 特色1 世界の大手金融機関<sup>※1</sup>が発行する優先証券に投資します。

- ジーシファイズ
- G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions) に指定された金融機関が実質的に発行する優先証券を中心に投資します。また、劣後債に投資することがあります。G-SIFIsとは、金融安定理事会 (FSB) が指定した、金融システム上、重要な金融機関をいいます。詳しくは、4ページをご参照ください。
  - G-SIFIs に指定されていない金融機関が発行する優先証券に投資することがあります。その場合、発行体の格付は取得時においてシングルA格<sup>※2</sup>相当以上とします。
  - 優先証券の投資にあたっては、利回り、信用リスクや流動性等を勘案して銘柄を選択します。当初のポートフォリオ構築時において、投資する有価証券の平均格付は投資適格<sup>※2</sup>以上をめざします。

**\* 同一発行体における発行体格付と優先証券の格付は異なります。一般的に優先証券の格付は、普通社債や劣後債等と比較して低くなります。また、債務弁済順位が普通社債や劣後債に劣後するなど優先証券固有のリスクがあります。**

※1 金融機関には関連会社等を含みます。

※2 スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社またはフィッチ社が付与する格付を参照します。

#### 特色2 信託期間(約2年6ヵ月)以内に次回の繰上償還日が到来する優先証券に投資します。

- 優先証券は一般的に繰上償還条項が付与されており、繰上償還の場合には額面で償還されます。
- 繰上償還とならなかった場合、信託期間終了までの間に当該証券を売却することになりますが、その売却価格は当該証券の償還価格を下回る可能性があります。
- 利回り水準、信用度、流動性を加味した上で、繰上償還を待たず、時価で売却することがあります。
- 信託期間内に繰上償還あるいは売却した優先証券の償還金・売却代金については、他の優先証券に再投資する場合があります。また、他の優先証券に再投資せず、社債、劣後債、短期有価証券ならびに短期金融商品等に投資する場合があります。

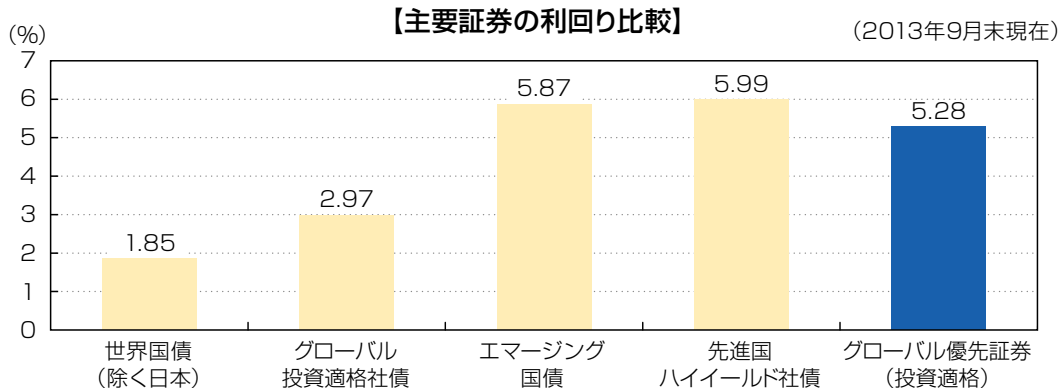
#### 特色3 原則として、為替ヘッジを行います。

- 外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、投資信託財産の規模、市況動向および残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 追加的記載事項

一般的に優先証券は国債や社債と比較して、信用リスクが高いことや優先証券固有のリスクにより利回りが高いという特徴があります。



出所：ブルームバーグ、バークレイズのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

世界国債(除く日本):シティグループ世界国債インデックス(除く日本)、グローバル投資適格社債:バークレイズ・グローバル総合社債インデックス、エマージング国債:JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド・インデックス、先進国ハイイールド社債:BofAML Developed Markets・ハイイールド・コンストレイント・インデックス、グローバル優先証券(投資適格):バークレイズ・グローバル優先証券インデックスを使用。

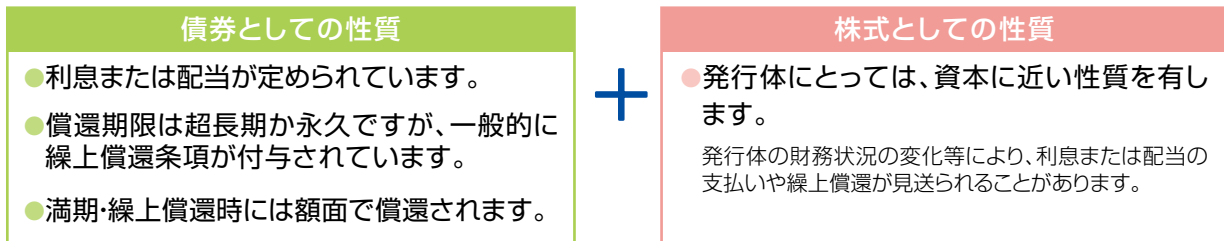
使用したバークレイズの各インデックスは、バークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。シティグループ世界国債インデックス(除く日本)は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した指数です。BofAML Developed Markets・ハイイールド・コンストレイント・インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許可を得て使用しています。当該インデックスに関する知的財産権およびその他一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属します。

### 優先証券とは…

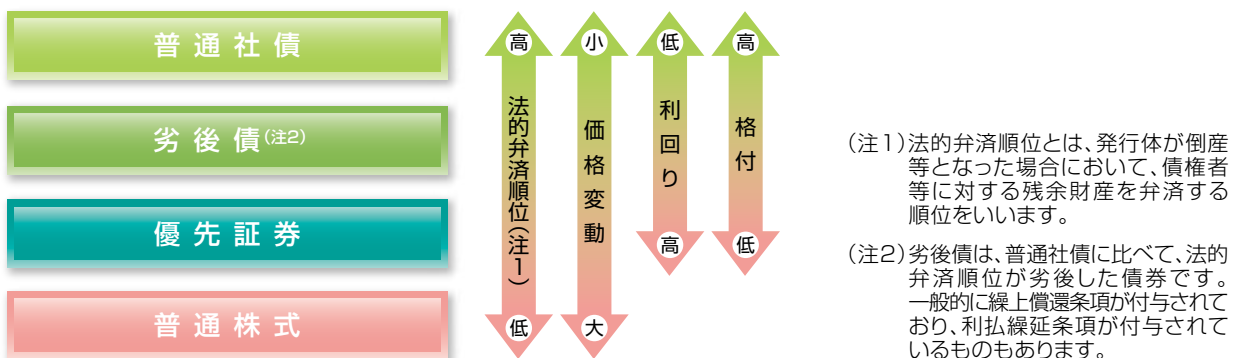
優先証券とは、債券と株式の両方の性質を備えた証券です。

信用リスクや優先証券固有のリスク\*により、一般的に普通社債と比べて高い利回りが期待できます。

\*優先証券固有のリスクについては、7、8ページをご参照ください。



### 優先証券の特徴(イメージ)



\* 上記はイメージであり、実際の利回りや価格変動等を表すものではありません。

\* 上記は一般的な優先証券の性質について説明したものであり、実際の優先証券の性質すべてを網羅したものではありません。これにあてはまらない場合もあります。

上記は過去のデータであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

## ファンドの目的・特色

**特色4** 原則として、年2回決算（6月25日および12月25日。休業日の場合は翌営業日）を行い、収益配分方針に基づいて分配を行うことをめざします。

- 第1期決算日は、平成26年6月25日とします。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は 分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用は特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

\*運用会社であるアムンディ(本社:パリ)に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。

## ファンドの仕組み

<イメージ図>



運用会社であるアムンディ(本社:パリ)に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。アムンディでは、徹底した発行体のファンダメンタルズ分析および銘柄分析に基づき、利回りや流動性等を勘案して銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。

## 主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

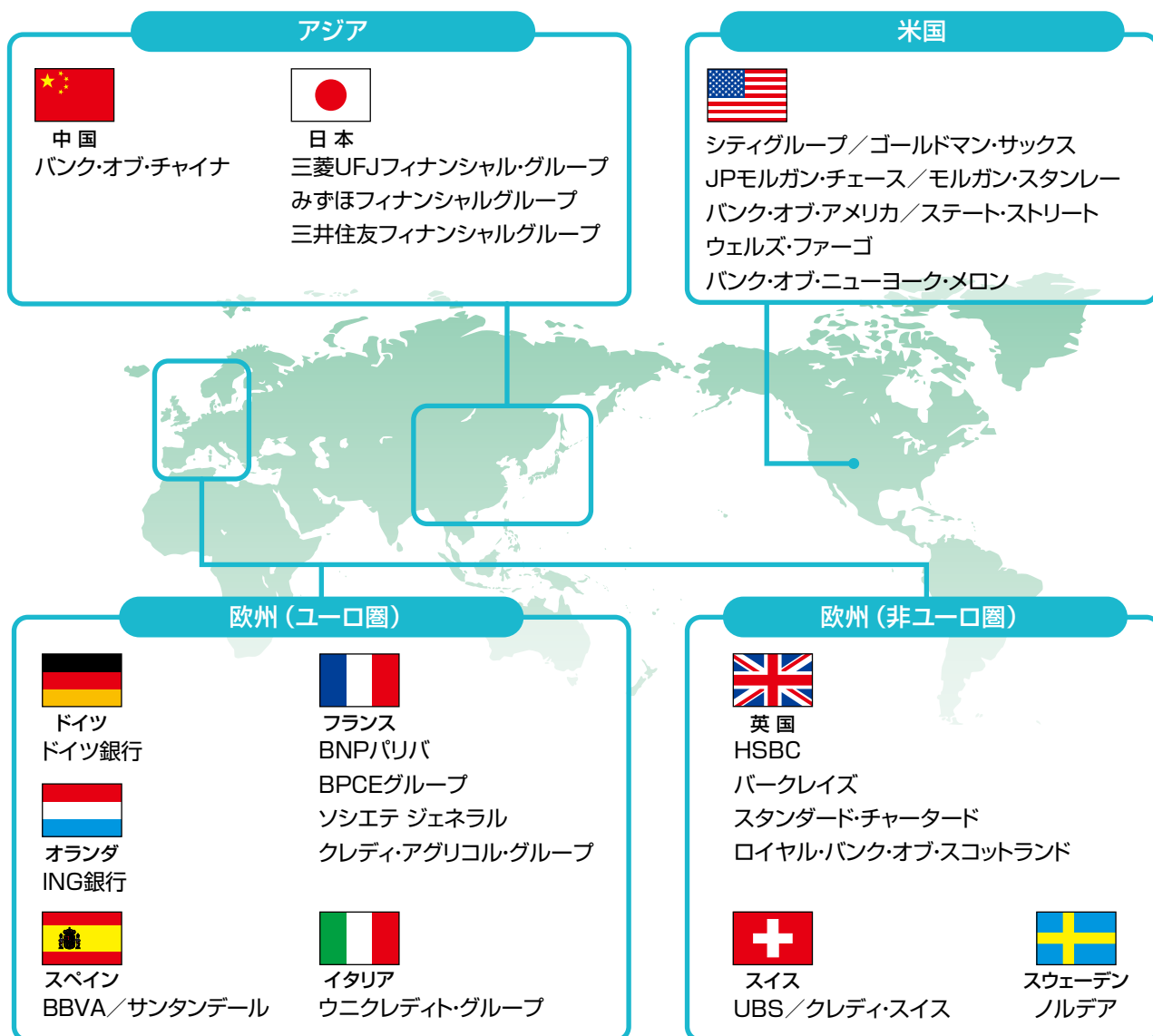
資金動向、投資信託財産の規模、市況動向および残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 追加的記載事項

世界を代表する金融機関 (G-SIFIs) が発行する優先証券を中心に投資します。

- G-SIFIsとは金融安定理事会 (FSB) により指定された、事業規模が大きく、金融システムに与える影響の大きい金融機関です。そのため、厳しい資本規制が課されるなど、より安全性の高い経営が求められることから、その他の金融機関と比較して安定した信用力が期待されます。
- ファンドは、G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行する優先証券に投資することがあります。その場合、発行体の格付は取得時においてシングルA格相当以上とします。

### G-SIFIsに指定されている金融機関 (2012年11月時点)



出所:金融安定理事会 (FSB)

### G-SIFIs (ジーシフィーズ) とは…

主要国の金融監督当局等で構成される金融安定理事会 (FSB <Financial Stability Board>) が指定する、世界の国際金融システムの維持・安定において重要な金融機関をいいます。

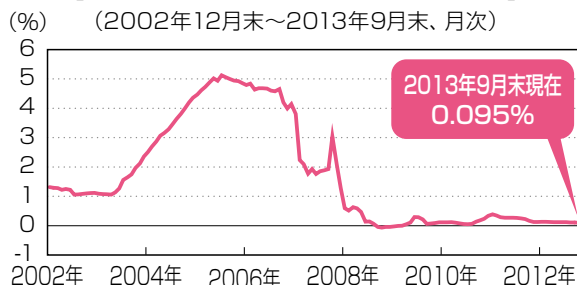
上記は、本書作成日現在G-SIFIsに指定されている金融機関を列記したものであり、ファンドが上記の金融機関が発行する優先証券等を組入れることを示唆・保証するものではなく、また推奨するものでもありません。なお、G-SIFIsに指定される金融機関は毎年の見直しにより変更されることがあります。

## 追加的記載事項

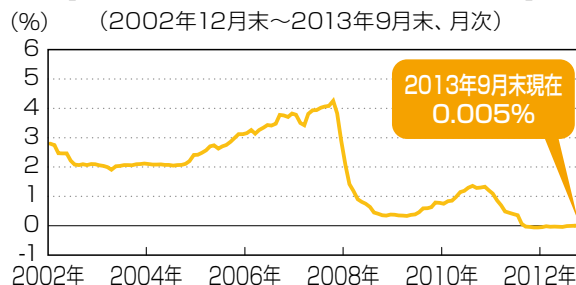
為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

- 米ドル、ユーロ等の金利低下により、円金利との差が縮小したため、為替ヘッジにかかるヘッジコストは低水準で推移しています。

【米国短期金利-日本短期金利の推移】



【ユーロ短期金利-日本短期金利の推移】



出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

米国短期金利:米ドル3ヵ月LIBOR、ユーロ短期金利:ユーロ3ヵ月LIBOR、日本短期金利:円3ヵ月LIBORを使用。

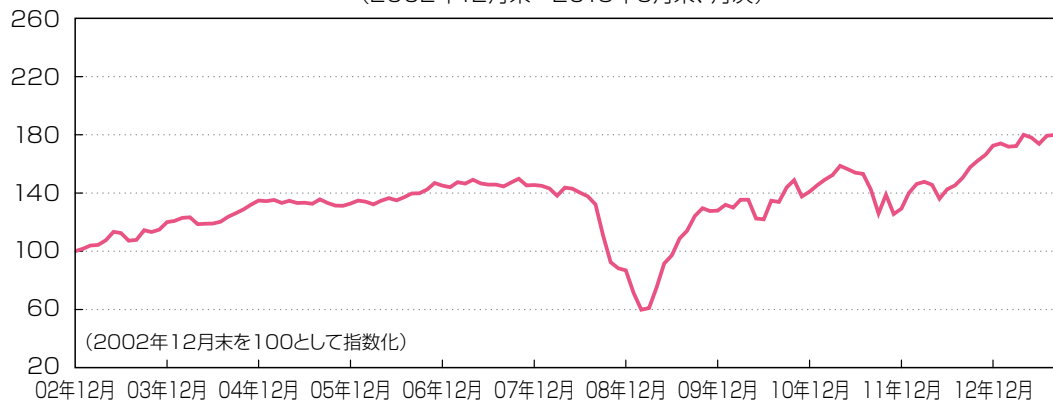
上記は先物為替レート等を概算する際の目安として参照する金利であり、ファンドが実際に為替ヘッジを行う先物為替等の水準から逆算される金利とは異なる場合があります。なお、上記のグラフは過去のデータに基づくものであり、将来の為替ヘッジコスト等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 優先証券(投資適格)指数の推移

- 優先証券は、リーマンショックや欧州債務問題が深刻化した局面などの金融危機時には、価格が下落する傾向があります。
- 金融市場が安定したことと、好利回りを求める投資家からの継続的な需要を背景に、優先証券の価格は回復し、上昇傾向にあります。

【優先証券(投資適格)指数の推移】

(2002年12月末～2013年9月末、月次)



出所:パークレイズのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

パークレイズ・グローバル優先証券インデックス(米ドルベース)を使用。

## 【ご参考】優先証券の繰上償還を取り巻く環境

- これまで金融機関は自己資本の充実を図る目的で、従来の規制に基づき自己資本に算入可能な優先証券を発行してきました。
- バーゼルⅢ\*等により金融機関に対する自己資本の定義が厳格化され、自己資本の量と質の向上が求められるなかで、既発の優先証券の多くは自己資本の算入対象外となります。  
※バーゼルⅢは、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するために、主要国の金融監督当局から構成されるバーゼル銀行監督委員会が公表した新たな自己資本規制のことです。
- 今後は発行体が自己資本に算入できなくなる既発の優先証券を順次繰上償還させることが見込まれます。

上記は過去のデータであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

# 追加的記載事項

## モデルポートフォリオ

下記は2013年10月17日現在のモデルポートフォリオのデータであり、「世界優先証券ファンド2013-12(為替ヘッジあり/限定追加型)」の実際のデータと異なる場合があります。モデルポートフォリオに関する情報は2013年10月17日現在の市場環境等に基づいて作成したものであり、信託報酬、販売手数料、売買実行可能性や売買委託手数料、税金等の諸費用は考慮していません。

### 【モデルポートフォリオ特性値】

最終利回り※1 (為替ヘッジコスト控除前)	4.59%
デュレーション※1	2.12年
直接利回り(為替ヘッジコスト控除前)	5.25%
為替ヘッジコスト※2	0.09%
平均格付※3	BBB3
銘柄数(発行体数)	11(10)

・モデルポートフォリオの特性値は、キャッシュを除く有価証券の組入比率で加重平均したものです。

- ※1 最終利回りおよびデュレーションは、信託期間内に到来する線上償還日を基準に算出しています。
- ※2 為替ヘッジコストは対象通貨の短期金利と円短期金利との差の加重平均により簡便的に計算しています。
- ※3 平均格付とは、基準日時点でモデルポートフォリオに属している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

### 【モデルポートフォリオの利回り】

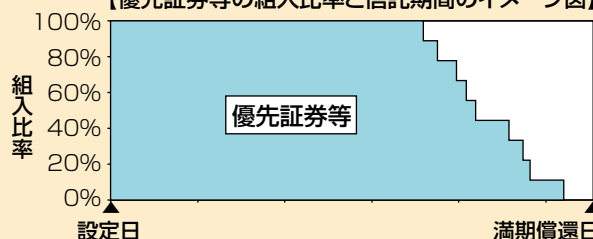
モデルポートフォリオの利回り (為替ヘッジコスト控除前)	4.23%
---------------------------------	-------

モデルポートフォリオの利回りは以下の前提条件を基に計算上の数値として算出したものであり、**ファンドの将来の運用成果等とは大きく異なることがありますので、ご注意ください。**

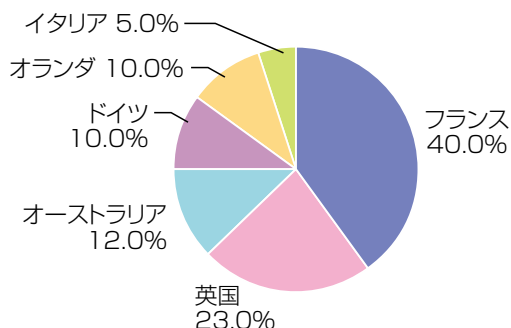
(前提条件)

- ①2013年10月17日現在のモデルポートフォリオの全銘柄を、当該日の価格で購入し、当該銘柄全てがアムンディが想定する償還日に線上償還となり、利息または配当が予定どおり支払われる。
- ②各銘柄の線上償還後は再投資せずに現金で保有。

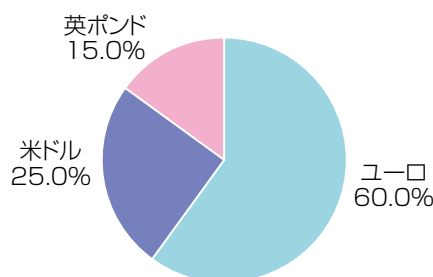
### 【優先証券等の組入比率と信託期間のイメージ図】



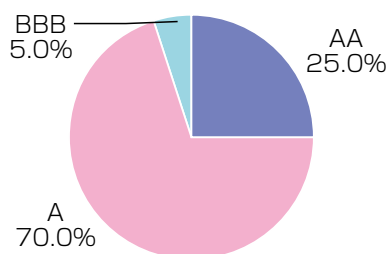
### 【国別比率】



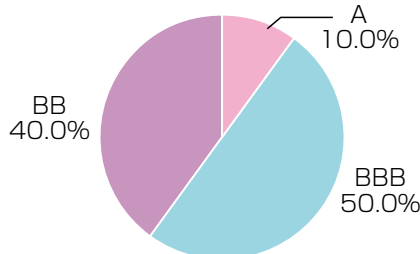
### 【通貨別比率】



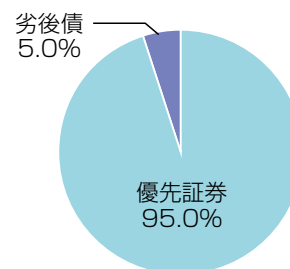
### 【発行体格付別比率】



### 【証券格付別比率】



### 【証券種別比率】



上記最終利回り(4.59%、為替ヘッジコスト控除前、2013年10月17日現在)は、アムンディが想定する償還日に基づくものです。信託期間内に組入有価証券が償還した場合には、信託期間内に償還または線上償還日を迎える優先証券等に再投資することがあります。その場合には、当初投資した組入有価証券に比べ、償還または線上償還日までの期間が短くかつ低い利回りのものである可能性があり、その結果ファンドの償還日が近づくにつれ、ファンドの利回りが低下することがあります。

出所:ブルームバーグ、アムンディ(パリ)等のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

・各格付別比率は、スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社またはフィッチ社が付与する格付を参照し、格付表記はアムンディ独自の表記を用いています。各格付別比率は数字付加記号やプラス、マイナスの符号等は考慮していません。

・四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

上記は過去のデータであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、主として優先証券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ①優先証券<sup>\*</sup>の価格変動リスク

・優先証券の価格は、金利、発行体の財務状況等により変動します。一般的に、金利の上昇、発行体の財務状況の悪化等は、優先証券の価格の下落の要因と考えられます。優先証券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

※劣後債を含みます。

・優先証券には、主に以下のような固有のリスクがあります。ただし、以下の記述は優先証券固有のリスクをすべて網羅したものではありません。

#### 1) 弁済順位に関するリスク(劣後リスク)

一般的に優先証券の弁済順位は株式に優先し、普通社債等より劣後します。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債務が弁済されない限り、元金金の支払いを受けることができません。

#### 2) 繰上償還延期および買い戻しに関するリスク

一般的に優先証券には、繰上償還条項が付与されていますが、予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合等には、価格が大きく下落する可能性があります。

また、発行体は繰上償還以外に、時価を基準に優先証券の買い戻しを行う場合があります。それに応じて売却したときに損失が生じ、基準価額が下落する場合があります。

#### 3) 利息、配当および元本に関するリスク

優先証券には、利息または配当の支払繰延条項等が付与されている証券があります。発行体の財務状況の変化、金融規制当局の動向、その他当該支払繰延条項等に規定された条件が満たされた場合には、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性、利息、配当または元本が減額される可能性があります。

### ②信用リスク

・発行体の財務内容の悪化等により元金や利金等の支払い等、発行体による債務の履行が遅滞する、あるいは履行されないリスクです。ファンドが主要投資対象とする優先証券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化といった事態は信用リスクの上昇を招くことがあります。この場合、優先証券の価格の下落や為替ヘッジ等における障害の発生による不測のコスト上昇等を招くことがあります。

優先証券は一般的に同一の発行体が発行する普通社債より低い格付となるため、発行体の信用状況等が悪化した場合、普通社債以上に価格が大きく下落する可能性があります。また、投資適格未満の優先証券に投資することがあります。これらを要因として、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

・優先証券の発行体および為替ヘッジ等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

### ③流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合等には組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、優先証券は、公社債と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクが高い傾向にあります。



#### ④為替変動リスク

外貨建資産は、為替レートの変動により円換算価格が変動します。ファンドが投資する外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行います。円金利がヘッジ対象通貨に係る金利より低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。また、為替ヘッジを行った場合でも為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替レートの変動の影響を受ける場合があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ⑤特定の業種・発行体<sup>\*</sup>・銘柄への集中投資リスク

・ファンドは、金融機関が実質的に発行した優先証券を中心に投資するため、個別の金融機関の経営・財務状況、金融規制当局や政府等の金融機関に対する規制、行政方針や金融情勢の変化等、金融セクター固有の要因により影響を受けます。また、同一発行体の発行した証券への投資比率が高くなる可能性があります。したがって、多くの業種に幅広く分散投資された投資信託に比べ、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

<sup>\*</sup>金融機関やそのグループ全体を指します。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

#### ①規制の変更に関する留意点

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来、優先証券に関する規制や基準が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

#### ②収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

#### ③ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

### 運用実績

ファンドの運用は、平成25年12月27日より開始される予定であり、同日まで運用実績はありません。したがって以下に記載すべき該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

●基準価額・純資産の推移 ●分配の推移 ●主要な資産の状況 ●年間収益率の推移

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
換金申込受付不可日	ファンドの休業日(ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合)には受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	当初申込期間：平成25年12月2日から平成25年12月26日までとします。 継続申込期間：平成25年12月27日とします。 申込期間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 *平成25年12月28日以降の購入のお申込みは受け付けません。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの購入・換金申込受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込受付を取消することができます。
信託期間	平成28年6月24日までとします。(設定日:平成25年12月27日)
繰上償還	委託会社は投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則6月25日および12月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。 第1期決算日は平成26年6月25日です。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	400億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は <b>3.15%(税抜3.0%)</b> です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じて得た金額とします。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して <b>年率1.6065%*(税抜1.53%)</b> 以内を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 ※消費税率が8%になった場合は、1.6524%となります。			
	〔信託報酬の配分〕			(年率)
	純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	50億円以下の場合	0.85%(税抜)以内	0.65%(税抜)	0.03%(税抜)
50億円超 100億円以下の場合	0.75%(税抜)以内	0.75%(税抜)	0.03%(税抜)	
	100億円超の場合	0.65%(税抜)以内	0.85%(税抜)	0.03%(税抜)
※アムンディ(運用指図権限委託先)に支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に対して年率0.85%以内を乗じて得た金額とし、委託会社が支払うものとします。 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。 ●上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。				
その他の費用・手数料	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。			

ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。税法が改正された場合等には、税込費用・手数料が変更になることがあります。

### 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

●上記は、平成25年9月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

●法人の場合は上記とは異なります。

●税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# Amundi

---

ASSET MANAGEMENT  
アムンディ アセットマネジメント